

(公印省略)
伊監第138号
令和6年3月8日
(2024年)

様

伊丹市監査委員 堀口 明伸

伊丹市監査委員 齊藤 真治

随時監査結果報告（工事監査）

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により、令和5（2023）年度に実施した随時
監査（工事監査）の結果は次のとおりです。

同条第9項の規定に基づき提出します。

<監査の対象>

都市活力部	都市整備室	営繕課
令和5年度伊丹市立中央保育所大規模改修工事		

監査結果報告

(工事監査)

第1 監査の種別

随時監査（工事監査）（地方自治法第199条第1項及び第5項による監査）

第2 監査の対象

都市活力部 都市整備室 営繕課

<令和5年度伊丹市立中央保育所大規模改修工事>

第3 監査の着眼点

対象工事に関する事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、主に、以下の着眼点により監査を実施しました。

- ① 事業目的、法令に適合した設計となっているか。
- ② 仕様書、図面及び設計書等の設計図書は的確に作成されているか。
- ③ コスト削減意識を反映した設計となっているか。
- ④ 省資源、省エネルギー、資材のリサイクル等環境に配慮した設計となっているか。
- ⑤ 利用者の安全を確保した設計となっているか。
- ⑥ 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切か。
- ⑦ 歩掛及び単価は適正か。また、施工条件等を的確に反映しているか。

- ⑧ 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。
- ⑨ 契約の方法及び手続は適正か。
- ⑩ 工事施工計画は適切か。
- ⑪ 設計図書どおり施工されているか。また、法令等を遵守して施工されているか。
- ⑫ 一括下請負はなされていないか。
- ⑬ 現場の安全管理は適切に行われているか。
- ⑭ 工程管理及び品質管理は適切に行われているか。

第4 監査の主な実施内容

本監査の実施に当たっては、対象工事の担当部局から設計図書、工事関係書類の提出を求め、工事担当責任者立会いのもと下記の日程により書類審査及び現場調査を行い、その施工状況の実態を把握しながら、伊丹市監査基準にのっとり、公正妥当な監査方法により実施しました。なお、本監査においては、協同組合総合技術士連合へ工事監査に係る調査業務を委託し、技術上の意見を参考として取り入れました。

令和6年1月26日 書類審査・現場調査

第5 監査の日程

令和5年12月21日～令和6年3月8日

第6 監査の結果

監査対象工事の概要、契約、進捗率、意見及び改善を要する主な事項は、以下に示すとおりです。

なお、指摘事項等は監査時のものであり、現行と相違する場合がありますので、念のため申し添えます。

令和5年度伊丹市立中央保育所大規模改修工事（調査日時点）

I 工事概要

工事場所	伊丹市行基町1丁目50番地
工事内容	伊丹市立中央保育所大規模改修工事
工 期	令和5年6月29日～令和6年2月29日

II 契 約

<設計>

請負金額	19,272,000円（消費税及び地方消費税を含む）
請負業者	株式会社姫路建築事務所
契約方法	事後審査型一般競争入札
参加業者数	12者
契約年月日	令和4年5月30日

<工事>

請負金額	271,216,000円（消費税及び地方消費税を含む）
請負業者	株式会社金山組
契約方法	一般競争入札
参加業者	6者
契約年月日	令和5年6月29日

Ⅲ 進捗率

<工事> 65%（令和5年12月1日現在）

Ⅳ 指摘事項

工事関係書類の整備及び現場の施工状況について、監査を実施しました。その結果、指摘事項はありません。